

# 利根町業務継続計画

～ いざというときの災害に備えて ～

令和4年3月

利 根 町



# 目 次

<b>第1章 総 則</b> .....	<b>1</b>
1 計画の趣旨 .....	1
2 業務継続計画の概要 .....	1
(1) 業務継続計画とは .....	1
(2) 業務継続計画の効果 .....	1
(3) 業務継続計画に定める6要素 .....	2
(4) 非常時優先業務とは .....	3
3 地域防災計画と業務継続計画との関係 .....	4
<b>第2章 想定される災害と被害想定</b> .....	<b>5</b>
1 想定される災害と被害想定 .....	5
(1) 震度の予測結果 .....	5
(2) 利根町の被害一覧 .....	7
<b>第3章 非常時優先業務の実施体制</b> .....	<b>8</b>
1 首長不在時の明確な代行順位及び職員の配備体制 .....	8
(1) 首長の職務代行の順位 .....	8
(2) 職員の配備体制 .....	8
(3) 今後の検討事項 .....	9
2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の指定 .....	10
(1) 現時点の状況 .....	10
(2) 代替庁舎検討用リスト .....	10

3	電気・水・食料等の確保	11
	(1) 現時点の状況	11
	(2) 今後の検討事項	11
4	災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	12
	(1) 現時点の状況	12
	(2) 今後の検討事項	12
5	重要な行政データのバックアップ	13
	(1) 現時点の状況	13
	(2) システムの状況	13
	(3) データのバックアップ	14
	(4) 課題	14
	(5) 対策	14
6	非常時優先業務の整理	15
	(1) 業務を開始する時期	15
	(2) 業務を担当する対策部	15
<b>第4章</b>	<b>業務継続計画の継続的な改善</b>	<b>22</b>

# 第1章 総則

## 1 計画の趣旨

大規模地震や水害等が発生した際の緊急時においては、地域防災計画に定める災害応急対策業務を着実に遂行し、継続する必要性が高い通常業務の機能停止・低下を最小限に抑え、可能な限り速やかな復旧・復興に努め、町民生活の回復を図らなければならない。

このため、緊急時に災害対策本部の各部の担当する業務について、業務の範囲と優先順位及び必要な事項を定め、緊急時における様々な状況に対応し、適切な行動の選択を可能にすることによって、災害による町民の生命及び生活に係る被害の軽減に向けた適切な対応に資することを目的として、業務継続計画を策定する。

## 2 業務継続計画の概要

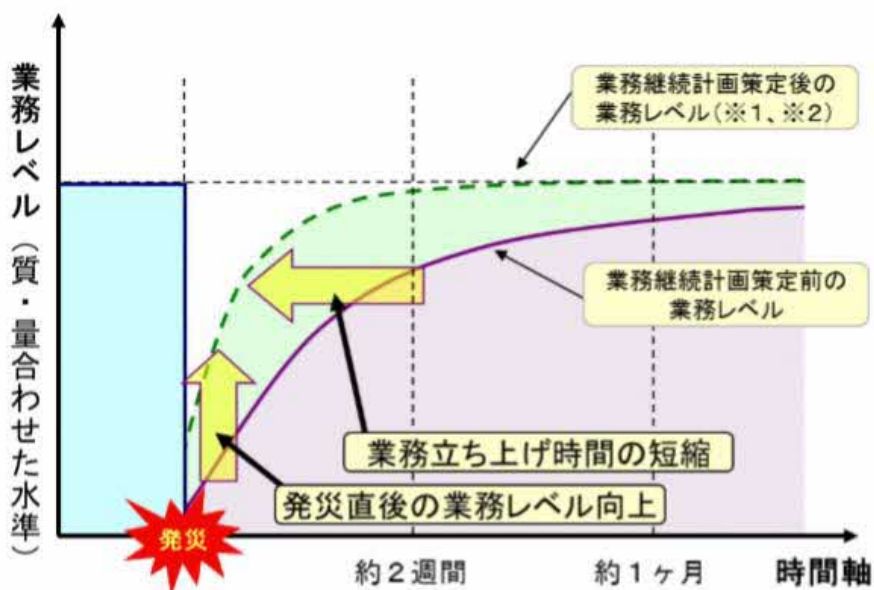
### (1) 業務継続計画とは

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、災害時に行政（町）自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震や水害等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

### (2) 業務継続計画の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

### ◆業務継続計画の策定に伴う効果の模式図◆



- ※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても、非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。
- ※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて、計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府：平成28年2月）

### （3）業務継続計画に定める6要素

業務継続計画では、本計画の中核となり、特に重要な要素である以下の6要素について定める。

<p>① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</p>	<p>首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。 また、災害時の職員の参集体制を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。</li> <li>・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。</li> </ul>
<p>② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</p>	<p>本庁舎が使用不能となった場合の災害対策本部の設置場所となる代替庁舎を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。</li> </ul>
<p>③ 電気、水、食料等の確保</p>	<p>停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。</li> <li>・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。</li> </ul>
<p>④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</p>	<p>断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応にあたり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。</li> </ul>
<p>⑤ 重要な行政データのバックアップ</p>	<p>業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。</li> </ul>
<p>⑥ 非常時優先業務の整理</p>	<p>非常時に優先して実施すべき業務を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各対策部で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。</li> </ul>

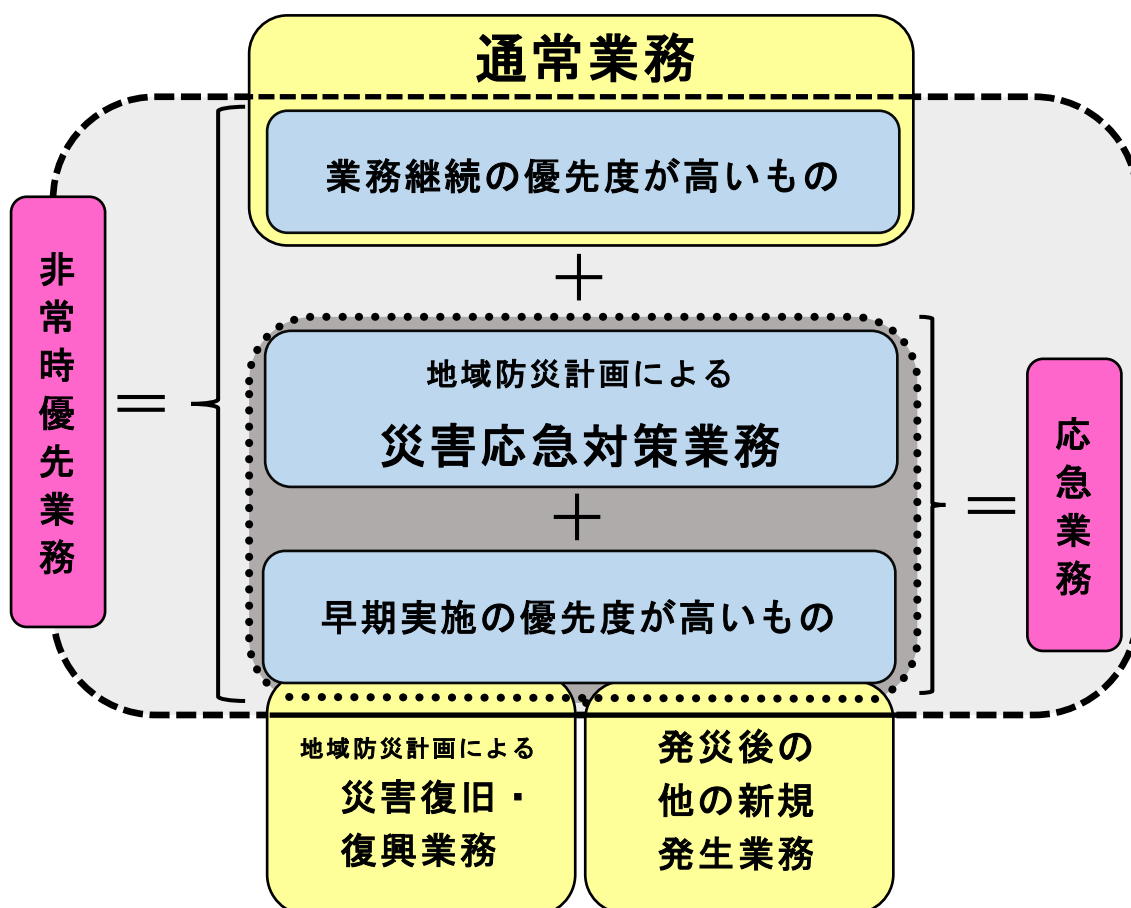
#### (4) 非常時優先業務とは

大規模災害発生時にあっても、優先して実施すべき業務が「非常時優先業務」である。

具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等（これらを「応急業務」と総称する。）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる（下図参照）。発災後、しばらくの期間は、業務の実施に必要な資源（以下「必要資源」という。）を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の実施の支障とならない範囲で業務を継続する。

なお、非常時優先業務は、組織管理、庁舎管理等の業務（注：通常業務に含まれる。）が適切に遂行されることがなければ成り立たず、これらの業務は非常時優先業務の実施を支える極めて重要な役割を担っていることに留意し、非常時優先業務として整理する必要がある。

#### ◆非常時優先業務◆



出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府：平成 28 年 2 月）

### 3 地域防災計画と業務継続計画との関係

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町防災会議が作成する計画であり、想定される災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、町や関係機関等が、災害予防、応急対策及び復旧・復興に関し、実施すべき事務や業務について定めた総合的かつ基本的な計画である。

一方、業務継続計画は、ヒト、モノ、情報及びライフライン等、利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定するとともに、同業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模災害発生時においても、適切な業務執行を目的とした計画である。

なお、地域防災計画と業務継続計画との主な相違点は、次のとおりである。

#### ◆地域防災計画と業務継続計画との関係（内容の主な相違点）◆

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である。</li> </ul>
計画の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。</li> </ul>
行政の被災	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。</li> </ul>
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。</li> </ul>
業務開始目標時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。</li> </ul>
業務に従事する職員の水・食料等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。</li> </ul>



## 第2章 想定される災害と被害想定

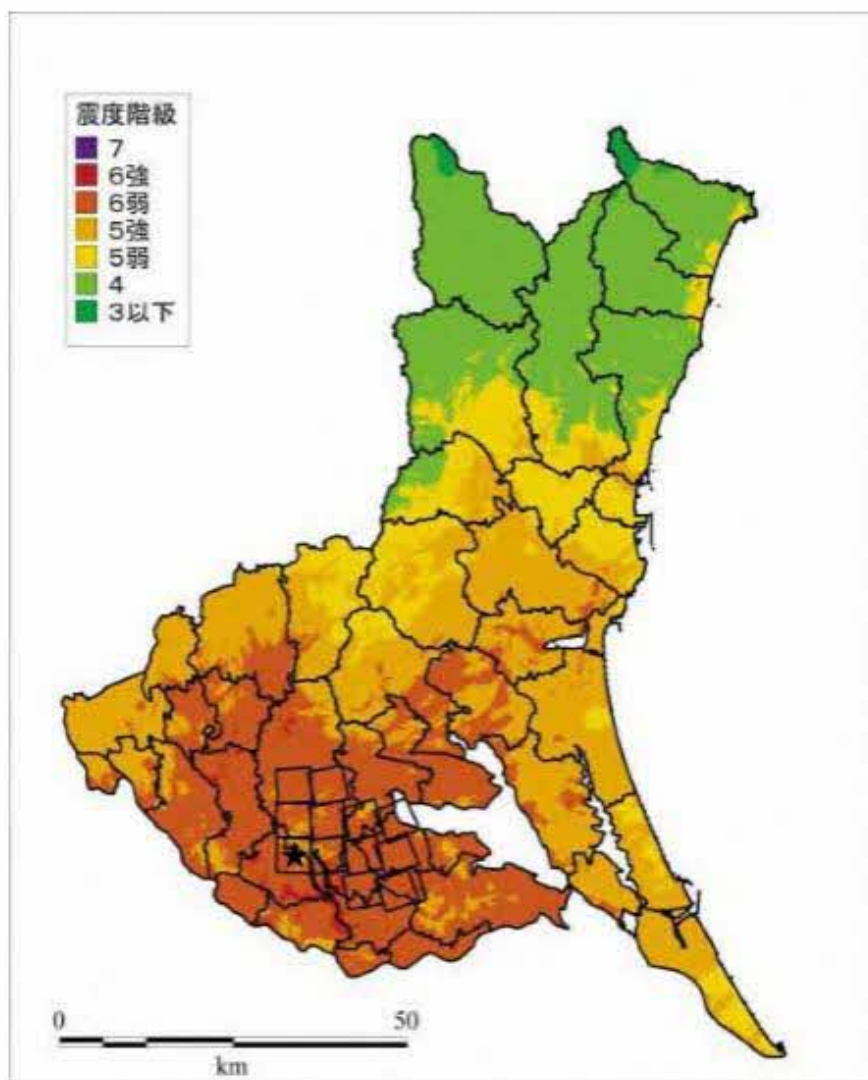
### 1 想定される災害と被害想定

茨城県が、本県に大規模な被害をもたらすおそれのある地震が発生した場合の人的・物的被害等を想定した「茨城県地震被害想定調査報告書」を、平成30年12月に公表した。

この報告書では、茨城県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、本県に大きな被害をもたらすおそれのある7つの想定地震が設定されている。そのうち、県南部に大きな被害をもたらす、「① 茨城県南部の地震」と「② 茨城県沖から房総半島沖にかけての地震」を想定したものを示す。

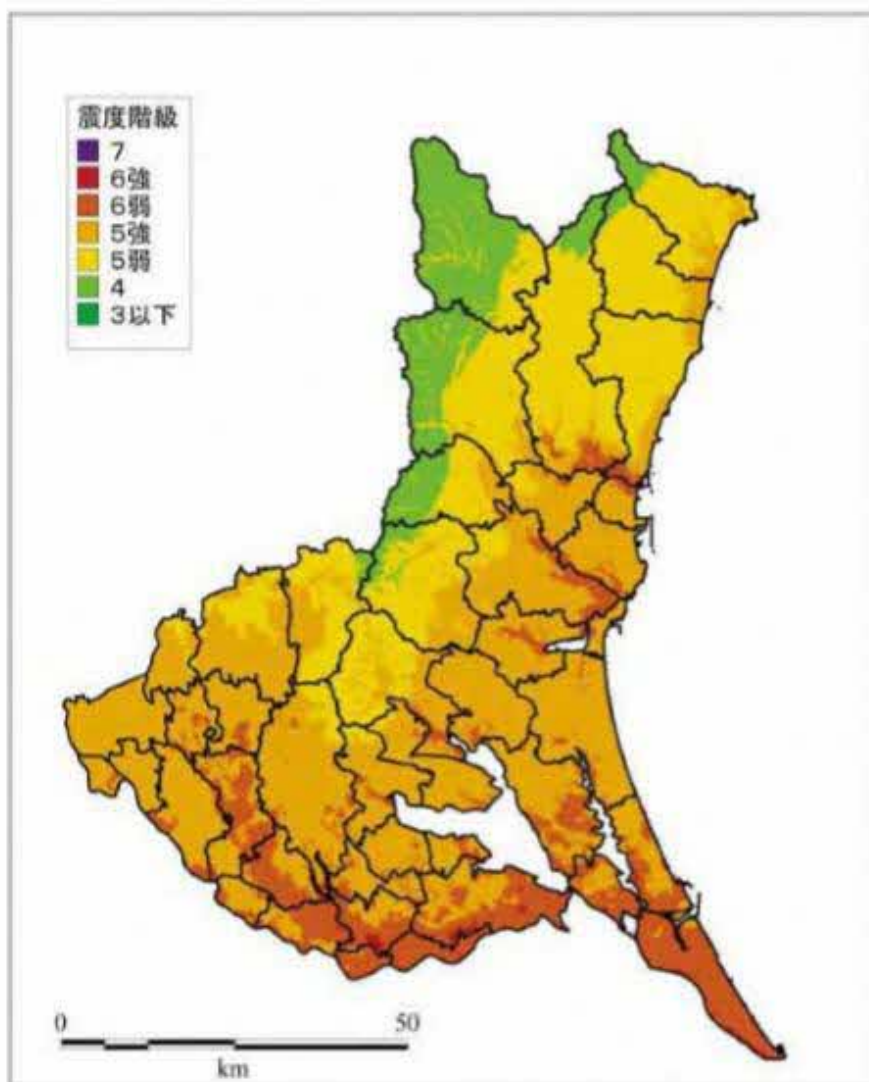
#### (1) 震度の予測結果

##### ① 茨城県南部の地震



- 地震規模：Mw 7.3
- 利根町の最大震度：6弱

② 茨城県沖から房総半島沖にかけての地震



- 地震規模：Mw8.4
- 利根町の最大震度：6強

※ Mw（モーメントマグニチュード）… 岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードをいう。

(2) 利根町の被害一覧

			① 茨城県南部	② 茨城県沖から房総半島沖
建物被害	全壊・焼失	冬深夜	50棟	70棟
		夏12時	50棟	70棟
		冬18時	50棟	70棟
	半壊	冬深夜	450棟	610棟
		夏12時	450棟	610棟
		冬18時	450棟	610棟
人的被害 ※ … わずか	死者	冬深夜	10人	10人
		夏12時	※	10人
		冬18時	※	10人
	負傷者	冬深夜	50人	70人
		夏12時	30人	40人
		冬18時	30人	50人
	重傷者	冬深夜	10人	10人
		夏12時	10人	10人
		冬18時	10人	10人
ライフライン被害 (被災直後) ※6	電力(停電率) ※1		0.88	0.90
	上水道(断水率) ※2		0.92	0.93
	下水道(機能支障率) ※3		0.88	0.90
	都市ガス(供給停止率) ※4		1.00	—(供給停止なし)
	固定電話(不通回線率) ※5		0.88	0.90
避難者	当日		910人	990人
	1週間後		870人	970人
	1ヶ月後		430人	540人
災害廃棄物	災害廃棄物量		15,650 トン	21,780 トン

※1 停電率とは、電灯件数に対する停電件数の割合を指す。

※2 断水率とは、給水人口に対する断水人口の割合を指す。

※3 機能支障率とは、下水道の処理人口に対する機能支障人口の割合を指す。

※4 供給停止率とは、都市ガスの需要家数に対する供給停止戸数の割合を指す。

※5 不通回線率とは、固定電話の回線数に対する不通回線数の割合を指す。

※6 ライフライン被害(電力、上水道、下水道、都市ガス、通信(固定電話))について、被災直後の被害状況を示している。

## 第3章 非常時優先業務の実施体制

### 1 首長不在時の明確な代行順位及び職員の配備体制

#### (1) 首長の職務代行の順位

災害対策本部の指揮は町長が行うが、町長が不在の場合は、次の順位によりその権限を委任する。

第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
総務課長 (副本部長)	教育長 (副本部長)	政策企画課長 (本部員)	財政課長 (本部員)
<ul style="list-style-type: none"> <li>町地域防災計画及び職員用災害初動マニュアルで周知済み。</li> </ul>			

#### (2) 職員の配備体制

##### ① 地震時

配備体制	配備基準・設置基準	動員方法	統括者	参集職員
警戒配備	1 利根町において震度4の地震が発生したとき	自動参集	防災危機管理課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災危機管理課，総務課，建設課，財政課，子育て支援課，保健福祉センター，生活環境課，国保診療所，農業政策課，まち未来創造課，学校教育課，生涯学習課の各課等の長</li> <li>上記の各課等の長にあらかじめ指定された職員</li> </ul>
	2 その他町長が必要と認めたとき	連絡動員		
災害対策本部	1 利根町において震度5弱以上の地震が発生したとき	自動参集	町長	全職員
	2 東海地震注意情報が発令されたとき	自動参集		
	3 その他町長が必要と認めたとき	連絡動員		

② 風水害・大規模災害時

配備体制	配備基準・設置基準	動員方法	統括者	参集職員
警戒配備	1 大雨，洪水，強風注意報のいずれか又は竜巻注意情報が利根町に発表され，町長が警報発令時と同等の警戒が必要と認めたとき 2 大雨，洪水，暴風，暴風雪警報のいずれかが利根町に発表され，町長が特に警戒が必要と認めたとき 3 その他町長が必要と認めたとき	連絡動員	防災危機管理課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災危機管理課長，総務課長，建設課長</li> <li>・防災危機管理課，総務課，建設課職員のうちあらかじめ指定された職員</li> </ul>
災害対策本部	1 利根町に特別警報が発表されたとき 2 気象情報により利根町に特別警報の発表が予想されるとき 3 警戒配備以上の災害が予想され，町長が事前の対策が必要と認めたとき 4 生活に支障をきたすような冠水等局地的な災害が発生したとき 5 その他町長が必要と認めたとき	自動参集  連絡動員	町長	全職員

(3) 今後の検討事項

災害時に，職員が迅速かつ適切に対応できるよう，平時から配備体制及び配備基準等を確認し，人事異動があった場合は，その都度配備体制等を確認する。

## 2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の指定

### (1) 現時点の状況

災害対策本部を設置している「利根町役場庁舎（5階建て：鉄筋コンクリート造）」は、平成元年に建築され、新耐震基準の建築物である。

また、当該庁舎は、浸水想定区域外に立地していることから、庁舎が被災する可能性は比較的少ない。

### (2) 代替庁舎検討用リスト

大規模な災害が発生し、利根町役場庁舎が被災した場合は、以下のとおり「利根町図書館」、「布川地区コミュニティセンター」、「利根町文化センター」の順に災害対策本部を設置する。

代替本部優先順位	施設名	建築年	災害危険度				附帯設備・事務機器等					同時被災の可能性のある災害 (無の場合○)
			津波	液状化	洪水	その他(土砂災害・火災等)	非常用発電機/燃料	通信機器	情報システム	水・食料, トイレ等	事務機器・備品	
—	利根町役場	H1	○	○	○	○	○ 燃料 16h	MCA 無線 ・ 衛星 電話	茨城県 防災情報 ネット ワーク システム	無	有	○
第1位	図書館	H7	○	×	×	○	×	—	×	無	有	液状化 ・ 洪水
第2位	コミュニティセンター	H7	○	○	○	×	×	—	×	無	有	土砂災害
第3位	文化センター	S59	○	×	×	○	×	MCA 無線	×	有	有	液状化 ・ 洪水

### 3 電気・水・食料等の確保

#### (1) 現時点の状況

##### ①利根町役場庁舎の非常用発電機と燃料の確保

非常用発電機	1台 (重油 1,000リットル)
燃料備蓄	16時間分
電力供給先	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 庁舎 3F 災害対策本部フロア</li><li>・ // 各階フロア 非常灯・非常用コンセント</li></ul>

##### ②飲料水及び食料の備蓄

飲料水及びアルファ米は、地域防災計画で示している避難者数（1,200人）の3日分を、押付地区水防センターなどに備蓄している。

また、飲料水については、利根中学校及び旧布川小学校第2グラウンドの2箇所に、飲料水兼用耐震性貯水槽（容量：各100立方米）も設置し、確保している。

#### (2) 今後の検討事項

- ① 非常用電源の起動点検を、毎年度実施する。
- ② 避難所の備蓄品のほか、災害対応時の職員分の水・食料についても計画的に整備を進めるとともに、災害時の物資供給等の協定を民間企業と締結し、流通備蓄品の確保に努める。

## 4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

### (1) 現時点の状況

通信機器の確保	
防災行政無線（同報系） 56 本	防災行政無線（移動系） 33 台
衛星電話 2 台	災害時避難所特設公衆電話 避難所 12箇所 計 43回線
MCA無線 26 台	茨城県防災情報ネットワークシステム
町公式ホームページ	町行政アプリ
町情報メール一斉配信サービス	エリアメール（NTTドコモ）・緊急速報メール（au, ソフトバンク, 楽天モバイル）
Twitter	Facebook

### (2) 今後の検討事項

平時に使用している固定・携帯電話は、回線の断絶や輻湊により実質的に使用不能となるほか、通信機器については予想外の事情で使えなくなることから、上記の通信機器以外についても、多様な情報伝達手段の確保に努める。



## 5 重要な行政データのバックアップ

### (1) 現時点の状況

町は、住民の個人情報や行政に関する重要な情報資産を多数保有し、その行政サービスの大部分についてコンピューターシステムを利用している。

「利根町情報セキュリティポリシー（令和3年4月1日 一部改正）」では、情報資産の保管について、「情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、利用頻度が低い電磁的記録媒体や情報システムのバックアップで取得したデータを記録する電磁的記録媒体を長期保管する場合は、自然災害を被る可能性が低い地域に保管しなければならない。」となっている。また、バックアップの実施については、「総括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、ファイルサーバ等に記録された情報について、サーバの冗長化対策に関わらず、必要に応じて定期的にバックアップを実施しなければならない。」と示されている。

なお、町で保有している基幹系及び情報系の主なシステムは、次のとおりである。

### (2) システムの状況

系 列	主 な シ ス テ ム
基幹系システム	ユーザー管理システム
	住民記録システム
	住民情報利用システム
	印鑑登録システム
	コンビニ交付システム
	宛名管理システム（統合宛名システム含む）
	固定資産税システム
	個人住民税システム
	軽自動車税システム
	収納処理システム
	口座管理システム
	滞納管理システム
	法人住民税システム
	申告受付システム
	電子申告システム
	国民健康保険システム
	後期高齢者医療システム
	医療福祉資格システム
	医療福祉給付システム
	国民年金システム
	介護保険システム
	選挙人名簿管理システム
	マイナンバー事業所保護システム

基幹系システム	畜犬管理システム
	霊園管理システム
	障害者総合支援システム
	児童手当システム
	子ども・子育て支援システム
	農業行政システム
	就学事務システム
	高額療養費支給管理システム
	給与計算システム
	人事記録システム
	住民基本台帳ネットワークシステム
	図書システム
	顔認証システム
	情報系システム
インターネット接続	
セキュリティシステム	
グループウェアシステム	
庁内LANネットワーク	
財務会計システム	

### (3) データのバックアップ

情報系システムのバックアップは、日時処理を基本とし、役場庁舎内のサーバに保存している。また、基幹系システムのバックアップデータについては、役場庁舎内のサーバのほか、外部のデータセンターにも保存されている。

### (4) 課題

- ① 大規模な災害が発生し、役場庁舎が被災する可能性もあることから、情報系システムのバックアップデータについては、複数箇所への保存を検討する必要がある。
- ② 大規模災害時においても、行うべき電算業務について各課で協議のうえ整理し、共通認識を持つ必要がある。

### (5) 対策

災害時のシステム停止に備え、町のシステムを最優先に復旧の対象に位置付け対応するようシステム保守業者へ要請するとともに、稼働再開に向けた人的体制の確保に努める。

## 6 非常時優先業務の整理

災害時に優先的に開始すべき業務を、次のとおり区分し整理する。

### (1) 業務を開始する時期

- A：災害発生直後（災害発生からおよそ1時間後まで）
- B：初期活動期（1時間後から24時間まで）
- C：応急活動期（概ね2日目から7日目まで）

### (2) 業務を担当する対策部

- |            |            |          |
|------------|------------|----------|
| 全：全職員      | 総務：総務対策部   | 福祉：福祉対策部 |
| 医療：医療対策部   | 環境：環境対策部   | 経済：経済対策部 |
| 避難：避難教育対策部 | 土木：土木住宅対策部 | 消防：消防対策部 |

▶ … 業務開始の時期

実施すべき応急対策の活動内容		担当対策部	A	B	C
参集報告		全・総務・福祉・医療・環境・経済・避難・土木・消防	▶		
1 活動体制の確立	庁内の安全確認	全	▶		
	活動の準備	総務	▶		
	災害対策本部会議の開催等	総務	▶		
	応援要請	総務		▶	
	災害救助法の適用申請	福祉		▶	
	必要な対策活動の継続，展開	総務・福祉			▶
2 情報の収集伝達	通信機能の損傷有無の確認，使用有無の確認	総務	▶		
	地震・気象情報の収集	総務	▶		
	被害情報の収集（第1報）	総務	▶		
	問い合わせ電話への対応および情報整理	総務	▶		
	記録	総務	▶		
	災害情報の整理・伝達	総務		▶	
	関係機関との連絡確立	総務		▶	
	災害情報の収集・伝達	総務・福祉・医療・環境・経済・避難・土木・消防		▶	
	必要な対策活動の継続，展開	総務・福祉・医療・環境・経済・避難・土木・消防			▶

実施すべき応急対策の活動内容		担当対策部	A	B	C
3 災害時の 広報	住民への緊急広報	総務	▶		
	住民広報	総務		▶	
	報道機関への要請（必要に応じて）	総務		▶	
	その他関係機関への要請	総務		▶	
	庁内連絡（放送・掲示・ビラ等による）	総務		▶	
	災害連絡版の発行準備	総務		▶	
	災害時広報体制の確立	総務			▶
	住民広報（第2報以降）	総務			▶
	記者発表	総務			▶
	災害連絡版の継続更新	総務			▶
	避難所における広報	避難			▶
	4 緊急輸送	活動のための被害状況の把握	土木	▶	
輸送手段の確保		総務	▶		
需要把握と配車計画		総務・福祉・医療・避難		▶	
緊急輸送路の確保		土木		▶	
車両による輸送（道路交通が確保されている場合）		総務		▶	
航空機輸送（陸上輸送が不可能もしくは不適切な場合等）		総務		▶	
必要な対策活動の継続，展開		総務・福祉・医療・避難・土木			▶
輸送拠点の確保		経済			▶
5 救出・救助	救出情報の収集	土木・消防	▶		
	救出機材の調達	土木	▶		
	警察署・隣接消防機関・各団体等への出動要請	総務・土木	▶		
	県・自衛隊への応援要請	総務	▶		
	必要な対策活動の継続，展開	総務・土木・消防		▶	
	救出用資機材等の調達・輸送	土木		▶	
	救出活動	消防		▶	
	行方不明者の早期特定	医療		▶	

実施すべき応急対策の活動内容		担当対策部	A	B	C
5 救出・救助	危険建物・区域の安全確保対策	土木		▶	
	必要な対策活動の継続, 展開	総務・福祉・土木・消防			▶
6 医療救護	活動のための被害状況の把握	医療	▶		
	医療救護需要の把握	医療		▶	
	町内医療施設の被害状況および診察・収容可能医療施設の把握	医療		▶	
	救護所の設置	医療		▶	
	医療救護チーム等の派遣	医療		▶	
	医薬品・医療資器材等の確保	医療		▶	
	医療施設への搬送	総務・消防		▶	
	救護所, 医療施設における医療活動に関する情報の収集伝達	医療			▶
	医療救護チームによる活動の調整等	医療			▶
	避難所での医療活動	医療			▶
	7 交通規制・警護	交通情報の収集(その1)	土木	▶	
交通規制に関する広報		総務	▶		
交通情報の収集(その2)		土木		▶	
交通規制(警察と連携)		土木		▶	
パニック防止のための措置(警察, 消防と連携)		総務		▶	
道路の応急復旧(町道を中心に)		土木			▶
町道以外の道路の応急復旧工事実施状況に関する情報の把握		土木			▶
道路交通情報の広報等		総務			▶
災害警備		総務・消防			▶
8 避難対策		要避難状況の把握	消防	▶	
	避難指示等の検討または決定	総務	▶		
	避難所開設の指示等	福祉・避難	▶		

実施すべき応急対策の活動内容		担当対策部	A	B	C
8 避難対策	避難指示等の伝達，避難誘導	総務・消防		▶	
	避難状況の把握	総務		▶	
	避難所からの報告	総務		▶	
	避難者の受入れ	避難		▶	
	避難所の開設状況等の把握	避難		▶	
	福祉避難所（避難行動要支援者専用避難所）の確保	福祉		▶	
	県，警察等への報告・要請	総務		▶	
	避難所運営体制の確立	避難			▶
	避難行動要支援者の移送	福祉・消防			▶
9 給水	活動のための被害状況の把握	環境	▶		
	水道施設の被害状況把握と緊急対応	環境	▶		
	優先給水	環境	▶		
	給水源の確保	環境・経済		▶	
	給水需要の把握	環境		▶	
	給水体制の確立	環境		▶	
	給水活動	総務・環境・経済・避難			▶
	民間井戸の活用	総務・環境			▶
	水道施設の応急復旧	総務・環境・避難			▶
10 給食	活動のための被害状況の把握	経済・避難	▶		
	給食施設等の被害状況把握	総務・経済・避難	▶		
	備蓄食料の供給	総務・福祉・避難		▶	
	給食需要の把握	総務・福祉・避難		▶	
	食料の確保	経済		▶	
	食料の輸送	経済		▶	
	食料の分配	経済			▶
	炊き出し	避難			▶
	給食施設の応急復旧	避難			▶
11 生活必需品の供給	活動のための被害状況の把握	経済	▶		
	備蓄品の供給	総務・福祉・避難		▶	
	需要の把握	総務・福祉・避難		▶	
	生活必需品の調達	経済		▶	
	救援物資送付の要請	福祉・経済		▶	

実施すべき応急対策の活動内容		担当対策部	A	B	C
11 生活必需品の供給	生活必需品の輸送	経済		▶	
	生活必需品の分配	避難			▶
	救援物資の受入れ, 管理・供給	経済・避難			▶
12 ボランティア対応	活動のための被害状況の把握	福祉	▶		
	受入れ窓口の設置	福祉		▶	
	ボランティアの要請受付	福祉			▶
	活動の支援	福祉			▶
13 避難行動要支援	活動のための被害状況の把握	福祉	▶		
	避難行動要支援者関連施設への避難指示等	福祉	▶		
	在宅弱者の安否確認	福祉		▶	
	現所在地リストの作成	福祉			▶
	後方移送先の確保と搬送	福祉			▶
	避難所でのケア対策	福祉・医療・環境・避難			▶
	その他, 応急ケア対策の準備	福祉			▶
	避難行動要支援者向け住宅対策の準備	福祉・土木			▶
	生活再建計画の立案準備	福祉			▶
14 応急教育	活動のための被害状況の把握	避難	▶		
	学校における被害状況の把握	避難		▶	
	応急措置の指示	避難		▶	
	避難所への協力	避難		▶	
	施設の応急復旧	避難			▶
	応急教育活動（授業の再開）	避難			▶
	教科書, 学用品の調達・支給	避難			▶
15 応急保育	活動のための被害状況の把握	福祉	▶		
	保育園, 幼稚園の被害状況の把握	福祉・避難		▶	
	応急措置の指示	福祉・避難		▶	
	施設の応急復旧	福祉・避難			▶
	応急保育活動（準備, 開始）	福祉・避難			▶

実施すべき応急対策の活動内容		担当対策部	A	B	C
15 応急保育	避難所における応急保育	福祉・避難			▶
16 応急住宅対策	活動のための被害状況の把握	土木	▶		
	応急危険度判定の準備	土木		▶	
	応急危険度判定の実施	土木		▶	
	住宅被害状況の把握	土木		▶	
	危険防止装置の実施	土木		▶	
	需要の把握	土木			▶
	県への報告および協議	土木			▶
	住宅の応急修理	土木			▶
	応急仮設住宅の建設	土木			▶
	建築業者、建築資機材の調達	土木			▶
	罹災証明書等の準備および発行	土木			▶
	17 清掃	活動のための被害状況の把握	環境	▶	
ごみ・し尿処理施設の被害状況の把握		環境	▶		
ごみ・し尿等の排出量見積		環境		▶	
作業戦力の把握		環境		▶	
応援要請（地域内で処理能力が不足する時）		総務・環境		▶	
臨時ごみ収集活動の実施		環境			▶
臨時し尿収集活動の実施		環境			▶
仮設トイレの設置		環境			▶
施設の応急復旧		環境			▶
18 防疫・保健衛生	活動のための被害状況の把握	環境	▶		
	需要の把握	環境		▶	
	防疫活動体制の確立	環境			▶
	防疫方針の決定	環境			▶
	防疫用資器材・薬品の調達	環境			▶
	防疫活動	環境			▶
	保健活動	福祉・医療			▶
	避難所における保健衛生指導	環境・避難			▶
	食品衛生の指導	医療			▶



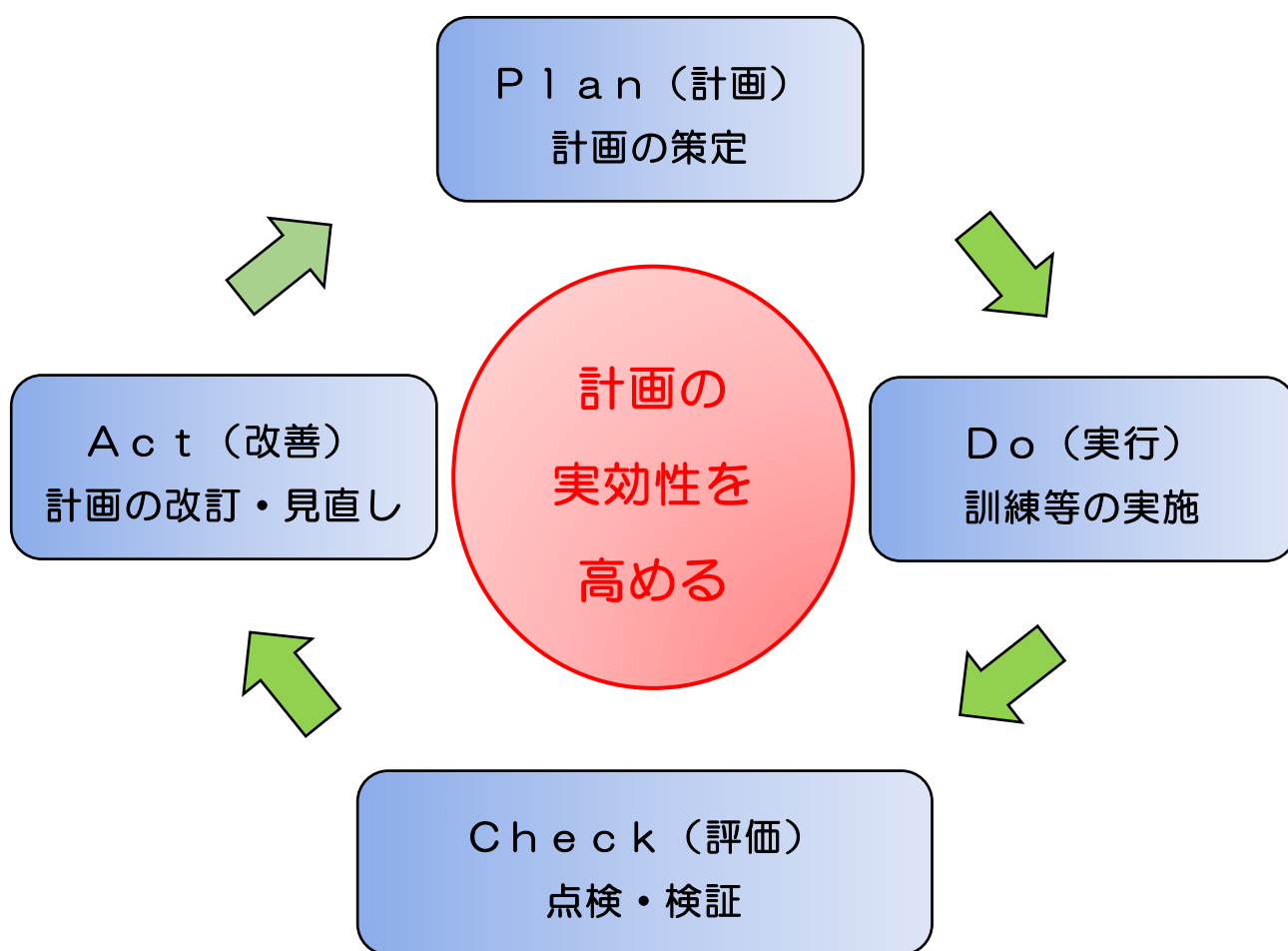
実施すべき応急対策の活動内容		担当対策部	A	B	C
19 遺体の 処理・ 埋葬	活動のための被害状況 の把握	土木・消防	▶		
	行方不明者の搜索	消防		▶	
	遺体の処理	医療		▶	
	遺体の収容, 安置	福祉		▶	
	遺体の埋火葬	福祉			▶

## 第4章 業務継続計画の継続的な改善

業務継続計画は、一旦策定すればよいというものではなく、計画の実効性を確認し高めていくためには、訓練などを実施していくことが重要である。そのためには、訓練の計画等を策定し、これに従い着実に実施することが必要である。

また、業務継続体制の一層の充実を図るため、町地域防災計画の修正、組織の改正等の状況に応じて本計画の必要な見直しを行うなど、Plan（計画の策定）、Do（訓練等の実施）、Check（点検・検証）、Act（計画の改訂・見直し）といった、PDCAサイクルによる継続的改善を行う。

### ◆PDCAサイクルによる継続的改善◆



出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府：平成28年2月）

# 利根町業務継続計画

令和4年3月

作成 利根町 防災危機管理課

〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町大字布川 841 番地 1

電 話：0297-68-2211（代 表）

F A X：0297-68-7990

E-mail：info@town.tone.lg.jp

ホームページ：http://www.town.tone.ibaraki.jp/